

公益財団法人日本スポーツ協会 講習・試験免除適応コース
アシスタントマネジャーコース 申請基準(分類A・B・C・D)

1. 対象

講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」）のうちアシスタントマネジャーコースについては、次に掲げる学校にて行われるものを対象とする。

- 学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、専修学校
※専修学校は専門課程（専門学校）で修業年限が2年以上に限る

2. 申請に関する事項

- (1) アシスタントマネジャーコースを申請しようとする学校は、本基準に基づき「免除適応コース申請書」を、公益財団法人日本スポーツ協会が指定する期日までに提出すること。
- (2) アシスタントマネジャーコースの申請にあたっては、「共通科目Ⅰ＋Ⅱコース」若しくは「共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲコース」も併せて申請すること。

3. 承認に関する事項

- (1) 提出された申請書について、免除適応コース申請校承認審査会の審議を経て、指導者育成専門委員会が承認する。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合には、公益財団法人日本スポーツ協会へ届出をし、承認を得なければならない。

4. 教員に関する事項

公認アシスタントマネジャー養成主任(以下「養成主任」)の基準

アシスタントマネジャーコースには、養成主任を置かなければならない。

- ① 養成主任は、アシスタントマネジャーコースの運営（カリキュラム編成、講師編成）の任にあたることができる者であること。
- ② 初めて養成主任の任にあたる者は、原則として免除適応コースを申請する年度までに開催する「公認アシスタントマネジャー養成コースに関する説明会」に参加すること。
- ③ 養成主任は、当該学校の専任教員であること。

5. 教育に関する事項

公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに相当と認められる者とは、別に定める講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者、またはこれと同等以上の知識及び経験を有する者であるとマネジメント部会が認める者とする。なお、申請の際には、必ず個票（経歴等を含む）を提出すること。

6. 授業に関する事項

- (1) 授業の内容は、公認マネジメント指導者養成の趣旨を十分に理解した上で、別表の公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目カリキュラムの通りであること。
- (2) 授業の実施にあたっては、公認スポーツ指導者資格・マネジメント資格養成について周知徹底を図ること。
- (3) 公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目検定については、公益財団法人日本スポーツ協会が開催する検定試験を受験すること。

アシスタントマネジャー養成専門科目カリキュラム講師基準

公認スポーツ指導者制度におけるマネジメント資格カリキュラムに基づく「アシスタントマネジャー専門科目カリキュラム」を教授する者は、以下のいずれかの条件を満たす者であること。

1. 国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者
2. 社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者
3. 各科目の専門領域において、教育実績、研究実績または実務実績を持つ者
4. 公認クラブマネジャー資格認定者
5. 都道府県体育・スポーツ協会クラブ育成アドバイザーとしての活動実績を持つ者
6. 広域スポーツセンターにおいて、クラブ育成支援に携わる指導員（専門職員）としての活動実績を持つ者
7. 地域スポーツクラブ等で、クラブ運営のマネジメントについて活動実績のある者
8. 日本体育学会など体育・スポーツに関係する学会に所属する者
9. 社会教育主事（スポーツ担当）経験者
10. 国、地方公共団体または公益法人等の研究機関に勤務する研究者（指導者を含む）
11. その他、上記に準ずる者であると公益財団法人日本スポーツ協会が認める者